

京都外国語大学ラテンアメリカ研究所講演会

『 樹は裁判を起こせますか?! -ラテンアメリカにおける自然の権利- 』

Tiago Trentinella (トレンチネラ チアゴ)
(大阪大学 法学博士)



トレンチネラ氏



アマゾン流域を代表する鳥 オオハシ

この度京都外国語大学ラテンアメリカ研究所では、Tiago Trentinella (トレンチネラ チアゴ) 博士を講師としてお迎えし、講演会を開催いたします。

同氏は日本での留学生および教員としての経験を有し、現在、本学の交流協定校であるサンパウロ大学法学研究科 PD 研究員としてラテンアメリカにおける環境問題を法の視点から取り上げている大変に有望な若手研究者です。万象お繰り合わせの上、ぜひご参加ください。

【講演要旨】

一般的に人間は法の主体として、司法を通して自らの権利を実現する。その見解に基づいて、従来の環境法は自然を単なる人間に役に立つモノとして位置付けし、資源や景色に関する権利、あるいは人間が住まう健全な環境を維持する権利を守るために発達してきた。

ところが、近年のラテンアメリカにおいて、自然が法の客体から主体へと変わりつつある。具体的には河川、湖、動物など、従来はモノとされてきた自然が、自らの権利を実現するために訴訟当事者として「裁判を起こす」ことができるようになりつつある。

本講演では、エクアドルの憲法、ボリビアの法律、コロンビアの判例、ブラジルの州法などを取り上げ、ラテンアメリカ各国が様々な方法によってこのような自然の主体性を肯定するようになった過程を見つめ、ラテンアメリカにおける自然の権利の進行、あり方、そしてその展望を検討する。

日 時: 2022年12月2日(金) 18時00分~19時00分

Zoomによるオンライン開催 参加費無料/事前予約要



<https://forms.gle/pFbUxeMqjXwGmUVQA>

主催: 京都外国語大学ラテンアメリカ研究所